

平成28年度 第1回三重県教育改革推進会議 事項書

日時：平成28年7月13日（水）

9：30～11：30

場所：三重県農協会館 大会議室

1 教育長挨拶

2 新委員の任命・紹介

3 審議事項

(1) 平成28年度三重県教育改革推進会議の進め方について

(2) 次期県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について

4 その他

<配布資料>

- 資料1 三重県教育改革推進会議委員名簿
- 資料2 三重県教育改革推進会議条例
- 資料3 平成28年度三重県教育改革推進会議の進め方
- 資料4 次期県立高等学校活性化計画（仮称）策定にあたっての論点
- 資料5 次期県立高等学校活性化計画（仮称）について
- 資料6 現行の県立高等学校活性化計画の取組状況
- 資料7-1 高校教育を取り巻く社会情勢の変化
- 資料7-2 高校教育を取り巻く社会情勢の変化（参考データ）
- 資料8 県立高等学校活性化計画（現行計画）

三重県教育改革推進会議 委員名簿

(五十音順)

ふりがな 委員名		所 属・職 名
1	あさかわ ゆうこ 浅川 由子	四日市市立橋北中学校長
2	いしかわ ひろゆき 石川 博之	津市教育委員会教育長
3	にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなろ学園非常勤医師
4	ひらいわ くにやす 平岩 国泰	特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事
5	ふじわら まきのり 藤原 正範	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授
6	みづか ひろあき 耳塚 寛明	お茶の水女子大学基幹研究院教授
7	みやもと ともみ 宮本 ともみ	高田短期大学女子サッカー部監督 (サッカー元日本女子代表)
8	むらた のりこ 村田 典子	角仙合同株式会社代表取締役社長
9	もり きよみつ 森 清光	いなべ市立石榑小学校 学校運営協議会会長 (石榑の里コミュニティ代表)
10	やまかど しん 山簡 真	紀宝町立矢渕中学校教諭
11	やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
12	わた ひろこ 和田 欣子	三重県立四日市高等学校長

平成十九年七月四日

資料2

三重県条例第四十二号

三重県教育改革推進会議条例

(設置)

第一条 三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として、三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 推進会議は、三重県教育委員会の求めに応じ、三重の教育の改革に関する重要な事項その他三重県教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、その結果を三重県教育委員会に報告する。

(組織)

第三条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、三重県教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから三重県教育委員会が任命する。

一 学識経験を有する者

二 教育関係者

三 前二号に掲げる者のほか、三重県教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 推進会議に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 推進会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

(庶務)

第八条 推進会議の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年度三重県教育改革推進会議の進め方

1 今年度の審議テーマ

平成28年度の三重県教育改革推進会議は、次のテーマについて審議を賜りたい。

(1) 次期県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について

現行の県立高等学校活性化計画の計画期間が平成28年度末で終了することから、次期の県立高等学校活性化計画（以下「次期計画」）について審議する。

(2) 教育制度改革への対応について

義務教育学校の設置（学制改革）等の教育制度改革に関して、県としてどのように対応していくべきか、中長期的な視点から意見交換する。

2 今年度のスケジュール

日程 (予定)	審議項目
7月13日 (第1回)	・次期計画策定にあたっての意見交換
9月上旬 (第2回)	・次期計画の構成と主な記述内容に関する審議 ・教育制度改革への対応①
10月下旬 (第3回)	・県立高等学校活性化の方策に関する審議
11月下旬 (第4回)	・次期計画（中間案）策定に向けての審議

（12月～1月頃 次期計画（中間案）のパブリックコメントを実施）

2月 (第5回)	・次期計画（最終案）策定に向けての審議 ・教育制度改革への対応②
-------------	-------------------------------------

次期県立高等学校活性化計画（仮称）策定にあたっての論点

1 高校教育を取り巻く環境の変化等について

- 少子化の進行に伴う生徒数の減少や、社会で求められる人物像の変化、高等学校と大学の接続改革をはじめとする教育制度改革など、高校教育を取り巻く環境の変化が生じている。

【論点1】 今後の本県の高校教育を考えるうえで、見逃してはならない環境の変化や、現状の高校教育が抱える課題等は何か。

2 県立高等学校の特色化・魅力化について

- 本県では、これまで特色ある教育活動の充実や、学校の統合や学科の新設などを通じて学校の特色化・魅力化を進めてきた。

【論点2】 高校教育を取り巻く環境変化や課題を踏まえ、これからの本県の高校教育に求められるものは何か。
また、今後取り組むべき具体的な方策（先進的な学校、全国初の取組を含む）等についてどのような取組が考えられるか。

3 県立高等学校の規模や配置について

- 現行の県立高等学校活性化計画では、学校の活力の維持や充実を図っていく観点から県立高等学校の適正規模を1学年3～8学級としている。
- 県内各市町で地方創生に係る取組が進められており、人口減少が進む地域では若者の定着、地域の担い手育成、地域活性化等の観点から、県立高等学校の役割が重要視されている。

【論点3】 次期計画では、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、県立高等学校の適正な規模や配置のあり方を整理する必要がある。どのような方向性が考えられるか。

次期県立高等学校活性化計画（仮称）について

1 策定の趣旨

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画（平成24～28年度）」（以下「現計画」という。）に基づき、県立高等学校が生徒にとって希望や高い志をもっていきいきと学ぶことができる場であるとともに、地域から信頼される存在であり続けられるよう、各学校の特色を生かした活性化を進めています。

現計画の期間が、平成28年度末で終了することから、次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」を策定します。

2 現状

- ・現計画では、「教育の質の保証」「自立し他と共に生きる人材の育成」「多様なニーズに応える教育」「適正規模・適正配置の推進による活性化」の4つの基本的な考え方にに基づき、県立高等学校の活性化を推進してきました。
- ・グローバル化や情報化の進展、産業構造や雇用環境の変化など、大きな社会変動に対応できる力を育む観点から、国においては、アクティブ・ラーニングの推進や高校と大学との接続改革など、教育改革が急速に展開されています。
- ・人口減少が進むなか、地域や産業の担い手の育成・確保や、地域の活性化など地方創生に向けた取組が進められています。
- ・本県の中学校卒業生数は平成28年3月の17,848人から平成33年3月には15,680人となることが予測され、2,168人の減少が見込まれています。

3 策定に向けた考え方

今後、中学校卒業生数の減少が見込まれるなか、「三重県教育ビジョン（平成28年3月）」をふまえ、子どもたちの希望と未来の実現に向けて、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、総合的に考えて検討していきます。

また、策定にあたっては、現計画策定以降の社会の変化や、国の教育改革の動向など、高校教育を取り巻く環境変化などをふまえて検討を進めます。

4 策定の進め方

三重県教育改革推進会議で審議をいただくとともに、県民、各地域協議会、市町教育委員会、県議会等の意見や全国の状況（高校の活性化の方策、適正規模・適正配置の考え方や状況等）を参考にしながら、策定を進めます。

現行の県立高等学校活性化計画の取組状況

現行の県立高等学校活性化計画は5年間の計画期間のうち4年間が経過しました。現行計画の平成27年度末における取組状況は以下のとおりです。

1 「活性化のための取組」(計画P6) について

(主な取組状況)

- ① 理数教育では、スーパーサイエンススクールとして、伊勢高校が指定を受けるとともに、津高校、松阪高校が再指定されるなど取組が進みました。
- ② グローバル教育では、スーパーグローバルハイスクールとして、四日市高校が指定され、グローバルリーダー育成に係る取組を進めています。
- ③ 英語教育では、全国的に「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能全てにおいて課題があることが指摘されており、本県においても同様の課題がみられます。
- ④ キャリア教育では、キャリア教育全体計画の策定が進み、職業や働くことの意義等の理解が進みました。
- ⑤ 特別支援教育においては、個別の指導計画を作成した学校の割合が約9割となりました。一方、通級による指導の制度化(平成30年度)への適切な対応や、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的配慮」を提供するための校内体制の整備が課題となっています。
- ⑥ 連携型中高一貫教育については、連携中学校から連携高等学校への進学率が低迷しています。

2 「各学科の教育内容の充実による活性化」(計画P15) について

(主な取組状況)

- ① 普通科・普通科系専門学科では、基礎学力の定着・向上への取組を推進するとともに、進学指導にかかる課題の共有や効果的な指導方法についての研究が進みました。
- ② 職業系専門学科では、社会の変化に対応するための学科改編を行いました。また、各種コンクールに入賞する生徒や資格試験等に合格する生徒が増加しました。
- ③ 総合学科では、多様な進路希望や地域のニーズに対応するため、各校の系列や科目の見直し等を進めました。

3 「県立高等学校の適正規模・適正配置」(計画P23) について

(主な取組状況)

- ① 学校規模の適正化については、1学年あたりの平均学級は5.91学級とな

っています。

- ② 現計画においては、県立高校の適正規模を1学年3学級以上8学級以下とし、1学年の2学級以下の小規模校については、原則として分校とするとともに、近隣の高校との統廃合を視野に入れて検討することとしています。地域による高校活性化等の取組が進められる中で、適正規模を下まわる学校が増加しました。

4 「各地域の県立高等学校活性化の取組」(計画P24) について

(主な取組状況)

- ① 中学校卒業者の減少が著しい地域(伊賀、伊勢志摩、東紀州)において県立高等学校活性化協議会を開催し、各地域の県立高等学校の特色化・魅力化、適正規模・適正配置について協議を継続しています。
- ② 伊賀地域において、地域の学習ニーズをふまえ、平成28年度に名張青峰高等学校を開校しました。